

自家用車活用事業に係る県南中央交通圏におけるタクシー不足車両数について

令和8年2月26日付け物流・自動車局旅客課長事務連絡「自家用車活用事業における曜日・時間帯及び不足車両数の設定等について」1.(1)により、配車アプリデータに基づいた県南中央交通圏におけるタクシーが不足する曜日・時間帯及び不足車両数を公表します。

○県南中央交通圏における

タクシーが不足する曜日・時間帯及び不足車両数（令和8年2月26日時点）

曜日	時間帯	不足車両数
月曜日～金曜日	0時台～4時台	50台
土曜日・日曜日	0時台～5時台	220台

- ・上記の曜日・時間帯及び不足車両数のほか、上記事務連絡1.(2)により、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会加盟団体（各都県にタクシー協会）からの申出があった場合は、当該申出によるタクシーが不足しているとされる曜日・時間帯及び不足車両数も含め、営業区域内の全てのタクシー事業者を対象に、一週間程度の期間を定めて意向調査を実施し、使用可能車両数を配分します。意向調査の実施の際は改めて運輸支局HP上に情報を掲載します。（意向調査は令和8年4月中旬頃実施予定）。
- ・なお、既に自家用車活用事業に許可を受けているタクシー事業者について、有償運送許可書に記載されている許可期限以降も日本版ライドシェアの運行を行う場合は、再度許可を受ける必要がありますので、運輸支局へ申請が必要になります（再度受けた許可の始期以降の運行は、上記で配分を受けた内容によります）。

(参考)

当初（令和6年4月26日）公表された不足車両数

曜日	時間帯	不足車両数
火曜日～金曜日	0時台～ 5時台	140台
金曜日・土曜日・日曜日	17時台～翌6時台	580台

《当初の公表時の資料》

令和6年4月26日国土交通省プレスリリース

「自家用車活用事業に係る営業区域ごとのタクシーの不足車両数を公表します」（別紙）

（<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001740734.pdf>）